

ID: 39

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可事項の変更等の許可		
例規名 根拠条項	大河原町公民館管理規則 第6条		
例規番号	昭和55年教育委員会規則第1号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用許可変更の手続) 第6条 使用許可を受けたものが、使用許可の変更又は取消しの許可を受けようとする場合は、使用許可変更申請書(様式第3号)を、館長に提出しあらためてその許可を受けなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日